

(趣旨)

第1条 この内規は、獨協大学図書館（以下「図書館」という。）利用細則第26条に基づき、獨協大学（以下「本学」という。）が図書館に所蔵する資料の紛失、破損又は汚損（以下「紛失等」という。）の賠償に関して必要な事項を定める。

(届出の義務)

第2条 資料を紛失等した者は、速やかにその旨と紛失等の経緯を図書汚損・紛失届に記載して、図書館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

(賠償の決定)

第3条 館長は、図書汚損・紛失届の提出があった場合は、その状況を確認の上、賠償を求めるか否かの決定を行う。

2 前項の決定の基準は、別表によるものとする。

(賠償の免除)

第4条 館長は、資料の紛失等が次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償を免除することができる。

(1) 簡易な修理により修復が可能で、引き続き利用に供することができるとき。

(2) 経年又は高頻度の利用による劣化が主な原因と認められるとき。

(3) 災害等の不可抗力によるとき。

(4) 盗難による紛失のうち、警察に盗難届を提出し、本人の過失によるものではなく、やむを得ない理由によるものと館長が認めるとき。

(5) その他館長が賠償するにあたらなないと認めるとき。

2 前項第3号及び第4号に定める賠償の免除を希望する者は、被災証明書、盗難届出受理番号その他の免除理由が存することを証明する資料を添付し、賠償免除申請書を館長に提出しなければならない。

(賠償方法)

第5条 賠償は、資料を紛失等した者が次条に定める方法によることを原則とする。ただし、これが困難な場合は、第7条により金銭賠償することができるものとする。

2 賠償は、原則として賠償の決定を通知した日から三週間以内に行うものとする。ただし、館長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

3 賠償は、賠償資料又は賠償金の本学への納入によって完了するものとする。

(現物賠償)

第6条 現物賠償は、紛失等した資料と著者、書名、版次、出版社等が同一のものとする。

2 付録等当該資料だけの賠償ができない場合は、本体等を含めて賠償するものとする。

3 同一の資料の入手が困難な場合は、異版、後続の新版等の資料を館長が適当と認めたときは、その資料をもって賠償するものとする。

(金銭賠償)

第7条 金銭賠償は、本学が当該資料を取得した価額（以下「取得価格」という。）を現金で賠償するものとし、取得価額が不明なときは、定価（税込み）で賠償することを原則とする。ただし、館長が資料的又は学術的に価値が高いと判断する資料並びに取得価額及び定価が不明な資料については、時価評価額で賠償するものとする。

2 第6条及び前項の規定にかかわらず、破損又は汚損した資料の補修が適当であると館長が判断する場合は、製本費、複写料金及び送料等補修に要する費用、補修等により回復できない資料の価値低下分を賠償するものとする。ただし、補修等に要する費用は前項に定める賠償価額を超えないものとする。

(賠償対象資料の取扱い)

第8条 破損又は汚損した資料は、賠償を行った者から申出がある場合には、賠償完了後に当該資料の除籍又は抹消の処理を行い、賠償を行った者に引渡すことができる。ただし、前条第2項の場合はその対象外とする。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、図書館運営委員会及び部局長会の審議を経て学長が行う。

附 則 (2020年内規等第1号)

この内規は、2020年2月4日から施行する。

別表

紛失等の区分	以下にあたる場合には賠償を求める
1 紛失	(1) 賠償の免除対象にならない場合 ただし、本体資料の利用に支障をきたさない付録等のみの紛失を除く。
2 書き込み等による破損、汚損	(1) ボールペン、マーカー等筆記用具による書き込みがあり消すことが困難な場合 (2) 鉛筆等消すことが可能であるが、書き込み跡が残り、利用に支障をきたす場合 (3) 鉛筆等消すことが可能であるが、消すことにより、印刷部分が退色したり汚れたり破損する場合
3 濡れたことによる破損、汚損	(1) 波打ち、ページに歪みが顕著で、利用に支障がでると判断される場合 (2) 濡れて乾いた後、ページが接着し開くのが困難又は開くことにより印刷部分に支障をきたす場合
4 汚れ、染み等による破損、汚損	(1) 飲食物等により染みや汚れが付着し、利用に支障がでると判断される場合 (2) 汚れ等の付着により、ページが接着した場合
5 欠損、切り取り、破れ等の破損、汚損	(1) 表紙、本文、挿絵、図等印刷部分が欠損している場合 (2) 破れ等簡易な修理で修復ができない場合 (3) 簡易な修理で修復が可能であるが、利用に支障をきたす場合
6 におい、べたつきによる破損、汚損	(1) 悪臭、香水等の臭いが取れない場合 (2) 付箋紙等のべたつきが取れない、又は接着剤等の付着によりページの開閉に支障がある場合
7 紙媒体の付録の破損、汚損	(1) 本体資料の利用に不可欠な付録で、上記2～6に該当する場合
8 AV資料の破損、汚損 (CD等の付録を含む)	(1) 傷、ひび、反り、割れ等の破損により、再生機器で再生できない場合 ただし、付録CD等については本体資料等の利用に支障をきたすときに限る。 (2) 再生の際に機器の故障が生じるおそれがある場合